

質問：放射線量の基準は決まっていますか？

回答：国際放射線防護委員会（ICRP）が2007年に勧告を出しており、その中で一般の人に対する放射線量の指標を設定しています。

ICRP2007年勧告では、非常時の放射線の管理基準は、平常時とは異なる基準を用いることとしています。また、非常時も緊急事態期と事故収束後の復旧期を分けて、以下のような目安で防護対策をとることとしています。

一般の人に対する放射線量の基準(国際放射線防護委員会 2007年勧告)

状況	基準
平常時の放射線の管理基準	年間1ミリシーベルト
緊急事態の放射線の管理基準	20～100ミリシーベルトを超えないこと
事故収束後の復旧期の管理基準	年間1～20ミリシーベルト